

# 定 款

株式会社エルアイイーエイチ

## 第1章 総 則

第1条 当社は、株式会社エルアイイーエイチと称し、英文では、Life Intelligent Enterprise Holdings Co.,Ltd. と表示する。

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること

1. 各種ダイカスト製品の製造並びに販売
2. 環境整備関係（水質・大気・土壌汚染・騒音等）の調査分析業務並びに環境衛生保全設備機器の開発・販売
3. 投資事業に関する契約の締結の媒介、取次ぎ、代理及び管理に係る業務
4. 金銭債権及び割賦債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
5. 金銭貸付業務及びそれらの媒介
6. 融資、債務の保証等の信用供与及びその仲介
7. 融資の斡旋及び保証業務
8. 国内外の企業合併、提携、営業権の譲渡に関する業務
9. 資産の取得・流動化に関するコンサルタント業務
10. 不動産に関するコンサルタント業務
11. 不動産の売買・仲介・斡旋・賃貸及び管理業務
12. 宅地建物取引業務
13. 企業等の技術、販売、製造、企画等の業務提携の仲介及び営業譲渡、資産売買、資本参加、合併に関する仲介業務
14. 投資顧問業
15. 酒類、食品、飼料、衣類及び雑貨の輸出入貿易並びに貿易代理業
16. 国内外の特許の取得・保有・運用
17. 手形・小切手等の割引業務
18. 労働者派遣に係る業務
19. 酒類、食品、飼料、衣類及び雑貨の物品販売業務
20. 損害保険の代理業
21. 生命保険の募集業
22. 不動産及び動産のリース業及びレンタル業
23. 土木建築用資機材、建設機械、車両、事務用機器、医療用具その他機器類のリース業、レンタル業及び修理業
24. 幼児・小・中・高校生向けの教育指導に携わる業務
25. インターネットによる幼児・小・中・高校生向けの教育コンテンツの配信に関わ

る一切の業務

26. 医療・介護サービス従事者の養成・育成に関する教育・研修事業
27. 介護に関する資格取得のための講習会の開催及び介護に関する実務の教育・研修事業
28. 介護に関する教育・ソフトの製作・販売
29. 電気機器及び器具の売買
30. 再生可能エネルギーによる発電システム及びその設備の企画、製造、販売
31. 電力の購入及び販売業務
32. 有価証券の保有、投資、運用、売買及び仲介業
33. 他の事業者の経営に関するコンサルタント業務
34. 酒類、清涼飲料水、食料品、食肉、水産物、生鮮食品、冷凍食品、加工食品、日用品雑貨等の卸売
35. 前記各事項に附帯する投資
36. 前記各事項に附帯する一切の業務

(2)前号に附帯する一切の事業

第 3 条 当社は本店を東京都江東区に置く。

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、300,000,000 株とする。

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条 株主総会は、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 17 条 株主総会の議事については、開催日及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役その他会社法施行規則第 72 条第 3 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条 当会社の取締役は、12 名以下とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以下とする。

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とし、代表取締役が複数名あるときは、その内 1 名を社長とする。

3 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役のほか、当会社の業務を執行する取締役若干名を選定することができる。

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

第 29 条 取締役会の議事については、開催日及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役の氏名等その他会社法施行規則第 101 条第 3 項に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

2 第 25 条により取締役会の決議を省略するときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した取締役の氏名、決議があったものとみなされた日等会社法施行規則第 101 条第 4 項第 1 号に定める事項を議事録に記載又は記録し、第 25 条の意思表示を記載した書面又は電磁的記録と、決議があったものとみなされた日から 10 年間本店に備え置く。

## 第5章 監査等委員会

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第31条 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長となる。

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第34条 監査等委員会の議事については、開催日及び場所、議事の経過の要領及びその他の結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員の氏名等その他会社法施行規則第110条の3第3項に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をし、監査等委員会の日から10年間本店に備え置く。

## 第6章 会計監査人

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

## 第7章 計 算

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受

領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当には、利息をつけない。

|     |             |
|-----|-------------|
| 制 定 | 平成16年10月01日 |
| 改 定 | 平成17年01月12日 |
| 改 定 | 平成17年06月27日 |
| 改 定 | 平成17年09月20日 |
| 改 定 | 平成18年03月16日 |
| 改 定 | 平成19年03月15日 |
| 改 定 | 平成22年06月25日 |
| 改 定 | 平成24年06月27日 |
| 改 定 | 平成25年06月26日 |
| 改 定 | 平成27年06月24日 |
| 改 定 | 平成28年06月24日 |
| 改 定 | 平成29年06月29日 |
| 改 定 | 平成30年06月28日 |
| 改 定 | 平成31年01月01日 |
| 改 定 | 2021年06月25日 |